

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年10月29日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 高田良徳
同 新田耕造

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 土地賃貸借契約に基づく財産貸付の手続が行われておらず、貸付料の収入調定もできていなかった。（農業試験場）</p> <p>イ 支出について （ア）超過勤務手当について、支給漏れがあった。また、超過勤務等命令簿に所属長の押印漏れがあった。（農業試験場） （イ）県内出張の旅費を計算する際、有料道路利用区間を誤り、旅費が過大に支給されていた。（農業試験場） （ウ）高速道路利用に係る通勤手当について、支給額が過大になっているものがあった。（農村整備課）</p> <p>ウ 契約について 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としてい</p>	<p>ア 収入について 直ちに財産貸付の手続を行うとともに、収入調定を行い、平成31年3月に貸付料を収納した。今後は、手続漏れや調定漏れがないよう事務処理を徹底する。</p> <p>イ 支出について （ア）直ちに支給漏れ分の実績入力を行い、平成31年3月に未支給額の支給を行った。また、所属長の押印漏れについては、押印した。今後は、押印漏れや実績入力に誤りが起きないように、超過勤務等命令簿と超勤実績簿の突合を徹底する。 （イ）直ちに修正手続を行い、平成31年3月に過払い額の返納を行った。今後は高速道路利用区間の確認を徹底し、適正な額の支給を行う。 （ウ）支給額の誤りについては、直ちに過払分の返納処理を行った。今後は、高速道路利用証明書又は利用明細書による確認を徹底し、適正な額の支給を行う。</p> <p>ウ 契約について 平成31年度の契約から「清掃業務委託積算基準」による積算金額を予定価格とした。</p>

なかった。(農業大学校)